別表十（六）付表一　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第66条の13（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「⑷のうち損金経理による金額　(5)」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額の合計額を別表四「加算」の欄に記載すること。

3　「取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額のうち損金算入された金額に係る部分の金額　(9)」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の24の２第２項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定により計算した金額を記載すること。

4　「要加算調整額　⑭」の欄は、租税特別措置法第66条の13第14項の規定により益金の額に算入される同項に規定する要加算調整額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

5　「取得日から３年又は５年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額　⑰」の欄は、「特定株式の取得年月日　(3)」の欄に記載された日が令和４年３月31日以前である場合にはその記載された日から５年を経過したときに、その他の場合にはその記載された日から３年を経過したときに記載すること。